

様式第八号

記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「１」を記入すること。
 - （２）許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「２」を記入すること。
 - （３）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「３」を記入すること。
 - （４）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - （５）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2

{	建設業法第7条第2号	}	「	地方整備局長	、	「	国土交通大臣	及び	「	」
	建設業法第15条第2号		北海道開発局長	知事		知事	「		般特	

については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **6** **3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ 又は フ のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** □ **太郎** □ □のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **6** **4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 2 / 2

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工		7																										
64	型枠施工		7	7																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																									7
72	左官		7																										
57	とび・とび工			7																									7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）			7																									7
73	コンクリート圧送施工			7																									
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			7																									7
66	ウェルポイント施工			7																									
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）			7																									7
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管							7																					
75	給排水衛生設備配管							7																					
76	配管（注1）・配管工							7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7	7								7														
77	タイル張り・タイル張り工									7																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7		7																					
80	石工・石材施工・石積み					7																							
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>											7																	
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																
83	工場板金															7													
84	板金・建築板金・板金工（注4）						7									7													
85	板金・板金工・打出し板金																7												
86	かわらぶき・スレート施工						7																						
87	ガラス施工																7												
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
89	建築塗装・建築塗装工																		7										
90	金属塗装・金属塗装工																			7									
91	噴霧塗装																				7								
67	路面標示施工																					7							
92	畳製作・畳工																						7						
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表紙・表具・表具工																							7					
94	熱絶縁施工																							7					
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7
96	造園																												7
97	防水施工																												7
98	さく井																												7
61	地すべり防止工事							7																					7
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）							7																					7
40	基礎ぐい工事							7																					
62	建築設備士									7	7																		
63	計装										7	7																	
60	解体工事																												7
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

備考

- ・「附則第4条該当」とは、平成28年6月1日の改正建設業法施行規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日までの間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者です。
- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2 / 2

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	互	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	板	力	運	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工		8																									
64	型枠施工		8	8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）		8	8																								8
72	左官			8																								
57	とび・とび工				8																							8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				8																							8
73	コンクリート圧送施工				8																							8
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				8																							8
66	ウェルポイント施工				8																							8
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				8																							8
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管																											
75	給排水衛生設備配管																											
76	配管（注1）・配管工																											
70	建築板金「ダクト板金作業」					8								8														
77	タイル張り・タイル張り工									8																		
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																		
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				8				8																			
80	石工・石材施工・石積み				8																							
81	鉄工（注2）・製罐																											
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																	
83	工場板金																											
84	板金・建築板金・板金工（注4）					8																						
85	板金・板金工・打出し板金																											
86	かわらぶき・スレート施工					8																						
87	ガラス施工																8											
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8										
89	建築塗装・建築塗装工																		8									
90	金属塗装・金属塗装工																			8								
91	噴霧塗装																				8							
67	路面標示施工																					8						
92	畳製作・畳工																											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																											
94	熱絶縁施工																											
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8
96	造園																											
97	防水施工																											
98	さく井																											8
61	地すべり防止工事																											8
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）																											8
40	基礎くい工事					8																						
62	建築設備士																											
63	計装																											
60	解体工事																											8
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

- ・「附則第4条該当」とは、平成28年6月1日の改正建設業法施行規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日までの間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者です。
- ・ 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、